

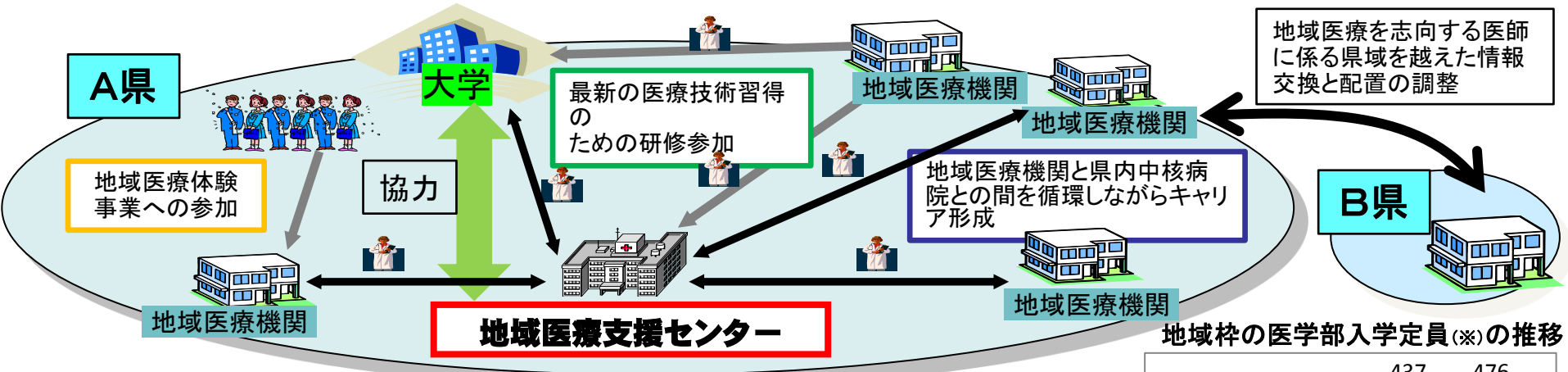
# 地域医療支援センター運営経費 平成26年度政府予算案(新しい財政支援制度) 公費904億円の内数 ((平成25年度予算 9.6億円) (30箇所))

## 医師の地域偏在(都市部への医師の集中)の背景

▶ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかとという将来への不安等

## 地域医療支援センターの目的と体制

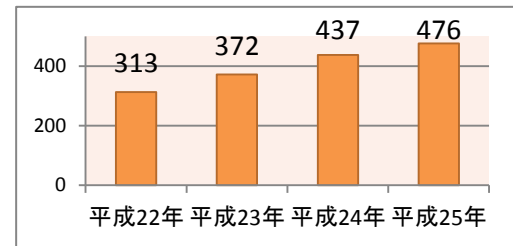
- ▶ 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- ▶ 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ▶ 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。
  - ・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名
  - ・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



## 地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

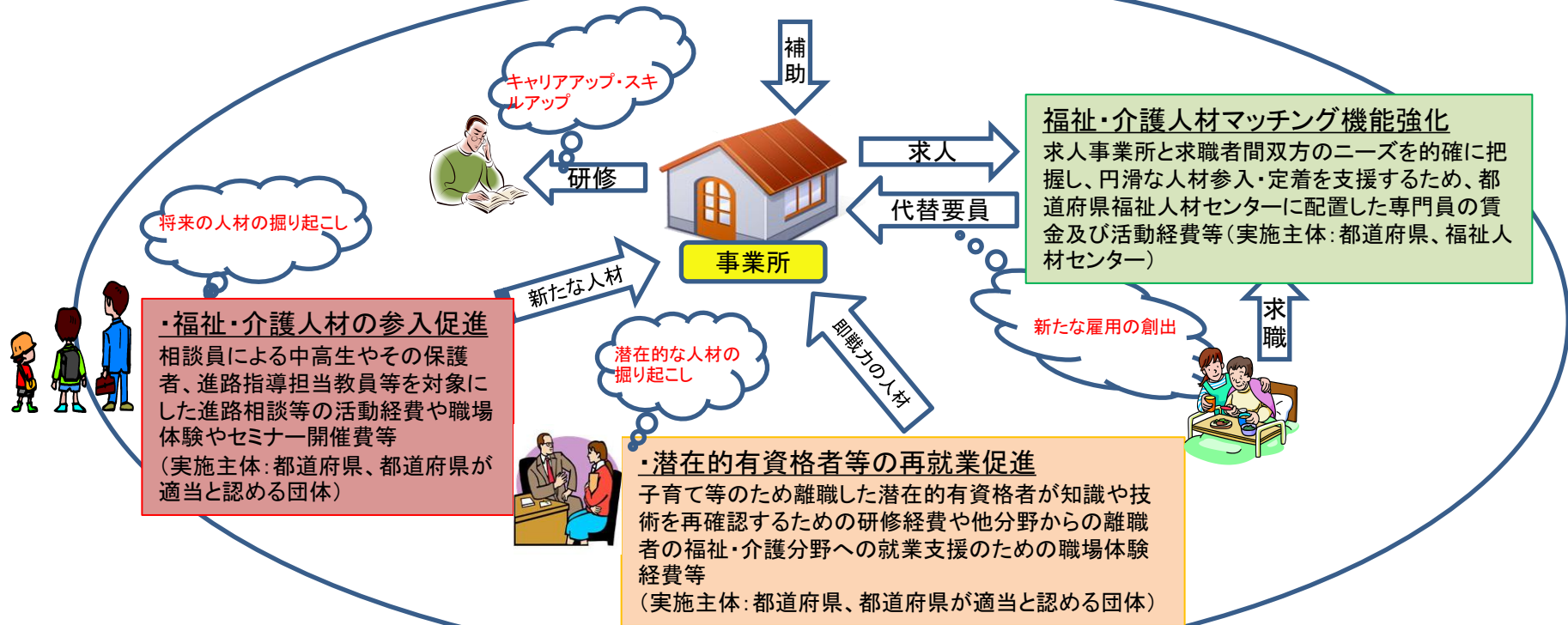
- ▶ 平成25年度現在、全国30道府県の地域医療支援センターの運営に対する支援を実施している。
- ▶ 平成23年度以降、30道府県で合計1,069名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成25年7月末時点)

# 福祉・介護人材確保緊急支援事業 平成25年度補正予算案:520億円の内数

- 福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、また2025年度には更に100万人必要と推計されている。
- また、現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後もこの傾向が維持される可能性が高いため、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
- さらに「社会保障制度改革国民会議」報告書(25年8月6日)においても、地域包括ケアを支えるサービスの確保には介護職員等の人材確保が必要とされている。
- よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、引き続き当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

## ・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

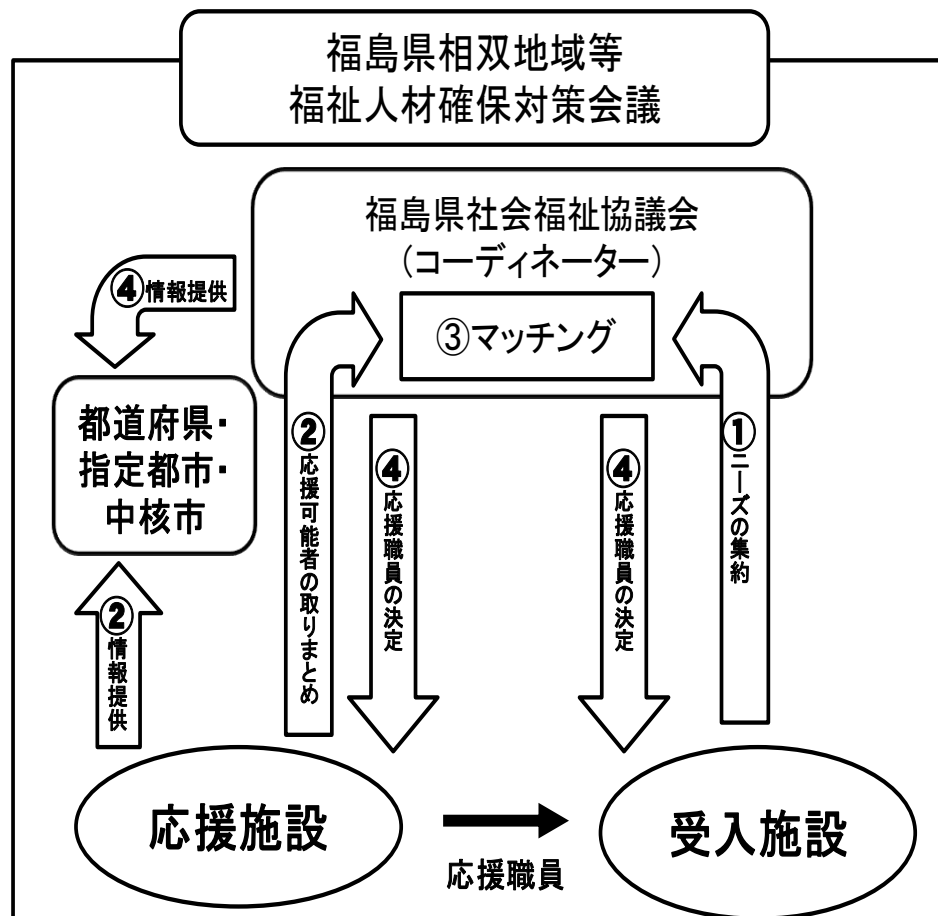
介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)



# 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることとした。  
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。  
(平成24年12月)
- 福島県の調査(H25.12)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成27年3月31日までとすることとした。(平成26年1月)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、  
平成24年6月から平成25年12月末までの 延べ応援人数は 326名  
平成26年1月から平成26年3月末までの 延べ応援人数は 50名(見込み) 合計 376名(見込み)

(参考) 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



福島県相双地域等福祉人材確保対策会議  
参加組織

福島県保健福祉部
福島県相双保健福祉事務所
福島県社会福祉協議会
福島県福祉人材センター
福島県社会福祉施設経営者協議会
福島県老人福祉施設協議会
福島県老人保健施設協会
全国社会福祉協議会
厚生労働省社会・援護局
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
厚生労働省老健局
厚生労働省東北厚生局
厚生労働省福島労働局

- ① 相双地域等のニーズ(希望する応援期間、職種、人数等)を集約
- ② 応援可能者の応募のとりまとめ(都道府県等へ情報提供)
- ③ 受入施設のニーズ、応援可能者の応募内容のそれぞれの内容をマッチングし、応援職員を選定
- ④ 正式決定後、受入施設、応援施設及び都道府県等へ通知

## 【目的】

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

## 【ポイント】

- 県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件として奨学金(学費15万円(上限)、就職準備金30万円)を貸与するもの(※2年間就労した場合に全額返済免除)
- 貸付対象者は他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する

## 【事業概要】福島県が適当と認める団体(実施主体)

### 研修受講費の貸与

#### 【貸付対象者】

福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

#### 【研修メニュー】

- ・無資格者 介護職員初任者研修
- ・有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

#### 【貸付内容】

- ①学費 15万円を上限(実費の範囲内)
  - ②就職準備金 30万円
- ※ 住宅確保に要する初期費用(敷金等)相当額を就職準備金に上乗せ

#### 【貸付条件等】

- ・福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
  - ・当該施設で2年間従事した場合は全額返済免除
- ※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

### 住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

### 事業の広報

※ 本事業は福島県単独事業との連携を検討

## 【事業の流れ】

### ①貸付申請



### ②斡旋依頼に基づき、現地で従事する施設を提示

### ③奨学金の貸与

### ⑤現地の住宅情報を紹介

### 相双地域等への就職希望者

無資格者 有資格者



### ④研修受講

介護職員  
初任者研修

現任研修

(研修修了後)※

相双地域等の住居



⑥福島県が適当と認める団体が示した施設で就労(2年間の従事で返済免除)



### 相双地域等の介護施設

人材の斡旋を依頼

※有資格者は現地で働きながら受講も可 14